

**平成 30 年度後期高齢者医療保険料 (確定額) の通知書を送ります**

健康生活課高齢者医療係  
☎ 63-1420

平成 29 年中の所得 (収入) 額と世帯状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在) から算定した保険料額の決定通知書と納付書を 7 月中旬に送ります。

新しく後期高齢者医療制度に加入した人は、これまで加入していた健康保険とは保険料の支払方法や支払時期が違うことがあります。

**【平成 30 年度の保険料】**

均等割額 [47,900 円] + 所得割額 [(総所得金額等 - 33 万円) × 9.26%]

※所得が低い人や被用者保険被扶養者だった人は保険料が軽減されます。

**【保険料の納付方法】**

●年金からの差引 (特別徴収)

・対象 差引対象の年金が年額 18 万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた金額が、各月に支給される年金額の半分以上を超えない人

●口座振替か納付書での納付 (普通徴収)

・対象 特別徴収対象の条件に当てはまらない人、特別徴収から口座振替に納付方法の変更を申し出た人、平成 30 年 3 月以降に後期高齢者医療の被保険者になった人

●特別徴収から普通徴収 (口座振替) に変更することができます

納付方法を変更するためには手続きが必要です。ただし、変更が認められない場合もあります。

●負担割合証区分表

所得区分		自己負担割合
本人の合計所得金額が 220 万円以上の人	下記以外の場合	3 割
	本人を含めた合一世帯の 65 歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が ・単身：340 万円未満 ・2 人以上：合わせて 463 万円未満	2 割
本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満の人	下記以外の場合	1 割
	本人を含めた合一世帯の 65 歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が ・単身：280 万円未満 ・2 人以上：合わせて 346 万円未満	1 割
64 歳以下の人、本人の合計所得金額が 160 万円未満の人など		1 割

**介護保険負担割合証を送付します**

総合事業対象者と要介護 (要支援) 認定者へ平成 30 年度分の介護保険負担割合証を 7 月中旬に発送します。手元に届いた介護保険負担割合証は担当ケアマネジャーにご提示ください。

8 月から、65 歳以上の人の負担割合は、前年の所得に応じて、1 割・2 割・3 割の 3 段階となります。なお、40 歳～64 歳の人の利用者負担割合は、引き続き 1 割になります。



高齢者支援課介護保険係  
☎ 63-1418

**介護保険負担限度額認定申請はお済みですか**

高齢者支援課介護保険係  
☎ 63-1418

市民税非課税世帯の人は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護 (ショートステイ) 利用時の居住費と食事の負担が軽減されます。

軽減を受けるには必ず申請が必要です。既に適用を受けている人も 7 月末で適用期間が満了となります。引き続き適用を受ける場合は、更新申請をしてください。

●対象 次の①②どちらも満たす人

①本人、配偶者 (別世帯を含む)、世帯全員が市民税非課税の人

②配偶者がいる人は預貯金などの合計額が 2 千万円以下、配偶者がいない人は、1 千万円以下の人

※婚姻届を提出していない事実婚も含まれます。

●申請場所 高齢者支援課介護保険係

●必要なもの 保有する全ての通帳 (申請前に必ず記帳してください)、有価証券など、印鑑 (認印で可)

**後期高齢者医療の保険証を送ります**

健康生活課高齢者医療係  
☎ 63-1420

**新しい黄色の保険証 (後期高齢者医療被保険者証) を送ります**

水色の保険証の有効期限は 7 月 31 日(火)までです。新しい黄色の保険証を 7 月末までに簡易書留郵便 (受け取りの印鑑などが必要) で送ります。8 月 1 日(水)からは新しい黄色の保険証を使ってください。なお、新しい保険証に書いてある一部負担金の割合 (1 割または 3 割) は、平成 30 年度の市県民税の課税所得を基に判定しています。



▲新しい保険証は黄色です

**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちですか**

医療機関の窓口で支払う医療費や入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、世帯の全員が市県民税非課税 (後期高齢者医療の負担区分が低所得者ⅡかⅠ) の人を対象に交付しています。

●現在、水色の限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人

水色の認定証の有効期限は 7 月 31 日(火)です。8 月 1 日(水)以降も負担区分に変更がない人には、新しい有効期限の黄色の認定証を保険証に同封して送ります。更新手続きは不要です。

●限度額適用・標準負担額減額認定証を持っていない人で低所得者ⅡかⅠに当てはまる人

保険証と印鑑を持参し、健康生活課高齢者医療係で申請してください。

●外来・入院時の一部負担金と食事代 ※平成 30 年 8 月から

負担割合	所得区分	一部負担金上限額 (月額)		食事代 (1 食当たり)
		外来	外来 + 入院	
3 割	現役並み所得者Ⅲ	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 4 回目から 140,100 円※1		460 円※2
	現役並み所得者Ⅱ	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 4 回目から 93,000 円※1		
	現役並み所得者Ⅰ	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 4 回目から 44,400 円※1		
1 割	一般	18,000 円 (年間上限 14.4 万円)	57,600 円 4 回目から 44,400 円※1	
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	210 円
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	100 円

**3 割負担の人も限度額適用認定証が必要なときは申請してください**

8 月から、3 割負担の人で住民税課税所得 145 万～689 万円 (現役並み所得者ⅡとⅠ) の人は、医療機関での支払いが高額になる可能性がある場合 (入院するなど)、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

現役並み所得者Ⅲ…住民税課税所得 690 万円以上の人  
現役並み所得者Ⅱ…住民税課税所得 380 万円以上の人  
現役並み所得者Ⅰ…住民税課税所得 145 万円以上の人  
低所得者Ⅱ…世帯員全員が市県民税非課税の人  
低所得者Ⅰ…世帯員全員が市県民税非課税で、各所得が 0 円の人  
年金収入だけの場合は 80 万円以下の人

※1…過去 1 年に 4 回以上の高額療養費を受ける場合の 4 回目からの上限度額

※2…指定難病者などは 260 円の場合もあります

※3…過去 1 年で認定証の交付を受けている期間の入院日数が 91 日以上の場合の金額 (手続きが必要)

**健康コラム**  
**自然毒摂取による食中毒に注意**

例年、春先から初夏にかけて、有害植物を食用の植物と誤って食べたことによる食中毒が、全国で多発しています。食用と確実に判断できない植物や魚介類を、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」ようお願いします。

県内では 5 月、フグによる食中毒が発生しました。フグの素人調理は絶対に行わないでください。※食中毒に関する情報は厚生労働省ホームページをご覧ください。

環境課  
72・2184